

役員及び評議員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人

大垣市社会福祉事業団

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団役員及び評議員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大垣市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員が、理事会或いは評議員会に出席したとき、理事会或いは評議員会以外の日において、事業団及び施設の運営のための業務にあたった場合は報酬を支給する。

2 理事及び評議員が、定款第30条第2項、定款第14条第4項の規定により、理事会及び評議員会の議決を行った場合においても、理事及び評議員の責務を果たしたとみなし報酬を支給する。

3 役員及び評議員が、理事会或いは評議員会に出席し、同日において第1項に規定する業務にあたった場合は、業務に係る報酬は支給しない。

4 前第1項～第3項に規定する報酬は、本規程第7条に規定する常務理事の報酬を基準とし、その1時間当たりの給与額（社会福祉法人大垣市社会福祉事業団職員給与規則（以下「給与規則」という。）第40条により算定された金額）を算定の基礎とし、日額2,000円とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、前条第1項に規定する日において業務を行った場合は、役員の居住地から計算し、社会福祉法人大垣市社会福祉事業団旅費規程（以下「旅費規程」という。）に準じ費用弁償として旅費を支給する。

(支給日)

第5条 第3条及び第4条に規定する報酬及び費用弁償の支給日は、業務を行った日とする。

(適用除外)

第6条 事業団施設の職員及び大垣市役所職員を兼務する役員（常務理事を含む。）及び評議員は、この規程を適用しない。

(常務理事の報酬)

第7条 常務理事については第3条～第6条までの規定に関わらず、社会福祉法人大垣市社会福祉事業団職員就業規則第3条第4項の再雇用職員として位置づけ、給与規則及び旅費規程により報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年3月23日から施行する。

2 評議員にかかる事項については、前項に関わらず定款施行日の平成22年4月1日から効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。